

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	子ども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

余市町は、子ども医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適正な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

余市町長

## 公表日

令和6年3月8日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費の助成に関する事務
②事務の概要	・余市町子ども医療費の助成に関する条例に基づき、医療費助成に関する業務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。  ①資格管理 ②医療費助成
③システムの名称	福祉医療システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づき制定する独自利用事務に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第14号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	余市町民生部保険課
②所属長の役職名	余市町民生部保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	余市町民生部保険課 余市郡余市町朝日町26番地 0135-21-2121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	余市町民生部保険課 余市郡余市町朝日町26番地 0135-21-2121

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5②所属長	保健課長 須藤 明彦	保健課長 濱川 龍一	事後	
平成30年4月1日	I-5②所属長	保健課長 濱川 龍一	保健課長 羽生 満広	事後	
平成31年4月1日	I-5①部署	余市町民生部保健課	余市町民生部保険課	事後	
平成31年4月1日	I-5②所属長	保健課長 羽生 満広	保険課長 羽生 満広	事後	
平成31年4月1日	I-7請求先	余市町民生部保健課	余市町民生部保険課	事後	
平成31年4月1日	I-8連絡先	余市町民生部保健課	余市町民生部保険課	事後	
令和1年6月29日	I-5②所属長の役職名	保険課長 羽生 満広	余市町民生部保険課長	事後	新様式への変更
令和1年6月29日	IV-リスク対策		追加	事後	新様式への変更
令和6年3月8日	評価署名	乳幼児等医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書	子ども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書	事後	条例改正のため
令和6年3月8日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	余市町は、乳幼児等医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適正な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の保護に取り組んでいることを宣言する。	余市町は、子ども医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適正な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	条例改正のため
令和6年3月8日	I-1①事務の名称	乳幼児等医療費の助成に関する事務	子ども医療費の助成に関する事務	事後	条例改正のため
令和6年3月8日	I-1②事務の概要	・余市町乳幼児等医療費の助成に関する条例に基づき、市町村における乳幼児等の届出による資格の管理をし、受給者証の発行と医療費助成に関する事務の処理を行っている。	・余市町子ども医療費の助成に関する条例に基づき、医療費助成に関する業務を行っている。	事後	条例改正のため
令和6年3月8日	I-2特定個人情報ファイル名	(1)乳幼児等医療費助成受給者台帳ファイル、 (2)乳幼児等医療費助成給付台帳ファイル	子ども医療費助成ファイル	事後	条例改正のため
令和6年3月8日	II-1いつ時点の計数か	平成27年11月30日時点	令和6年2月29日時点	事後	
令和6年3月8日	II-2いつ時点の計数か	平成27年11月30日時点	令和6年2月29日時点	事後	